

◇万博推進局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する条例を廃止する条例

- 1 万博推進局の廃止に伴い、万博推進局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する定めを廃止することにした。
- 2 必要な経過措置を講ずることにした。
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行することにした。

(総務局人事部給与課)